

# 寄付金特別会計運用規程

## 第1条（目的）

本規程は、公益社団法人京都保健会（以下本法人）寄付金規程により募集した寄付金を財源とする特別会計（以下本会計）の運用について定めるものとする。

## 第2条（財源）

本会計の収入は、次のものとする。

- （1）特定寄付金
- （2）国・地方公共団体または公的団体からの寄付金
- （3）寄付金規程第8条2項を適用しその使途目的が達せられた場合の残額
- （4）雑収入

## 第3条（使途）

寄付金募集要項で明示した使途に要する費用に充てる。

## 第4条（運用）

本会計の運用は、次のとおりとする。

- （1）管理委員会規程第5条に規定する事業所長は、特定寄付金募集要項に適う計画を申請することができる。
- （2）前項申請は、常務理事会の承認を受け決裁する。但し1千万円以上の案件については、理事会の承認を必要とする。
- （3）当該会計期間の決算は、理事会の承認を受け、定時社員総会に提出しなければならない。

## 第5条（会計期間）

本会計の会計期間は、定款に定める事業年度とする。

## 第6条（管理責任者）

本会計の管理責任者は専務理事がこれにあたる。

## 第7条（会計処理）

- （1）本会計の勘定等は、経理規程第2章「勘定及び帳簿」により処理する。
- （2）本会計により修得した資産は、経理規程第5章「固定資産及びリース資産」により処理する。
- （3）本規程に定めのない事項については、経理規程を適用する。

## 第8条（改廃）

本規程は2012年8月2日から施行する。本規程の改廃は、理事会で決定する。